

岩倉市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例による新旧対照表

新	旧
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）<u>第5条第1項</u>に規定する資格とする。</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、令<u>第7条第1項</u>に規定する資格とする。</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）<u>第4条第1項</u>に規定する資格とする。</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、令<u>第6条第1項</u>に規定する資格とする。</p>